

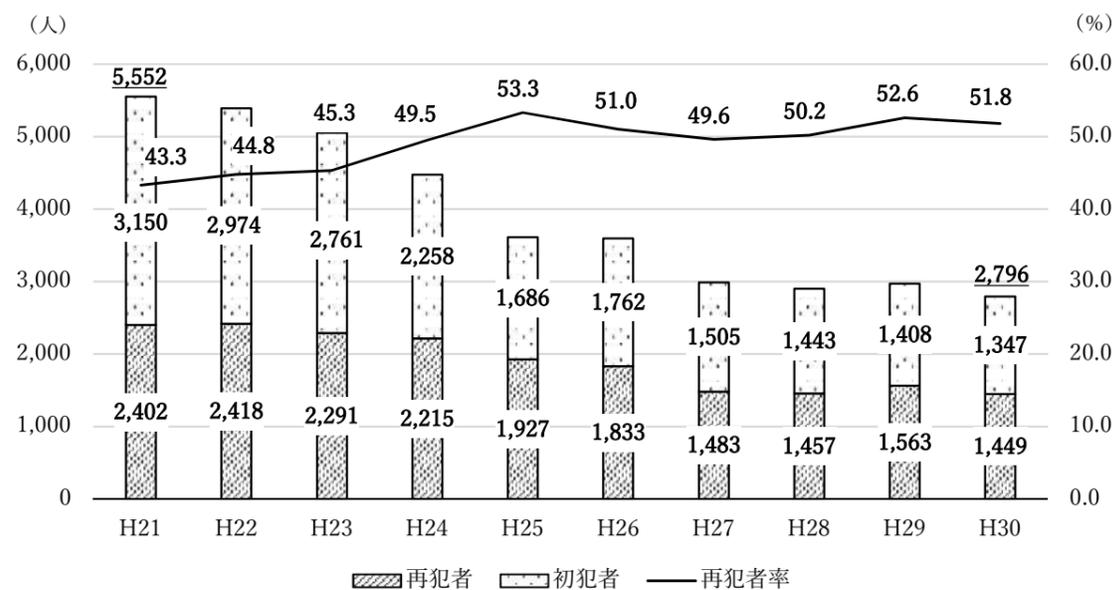
本市の再犯に関する現状

1 再犯者数及び再犯者率

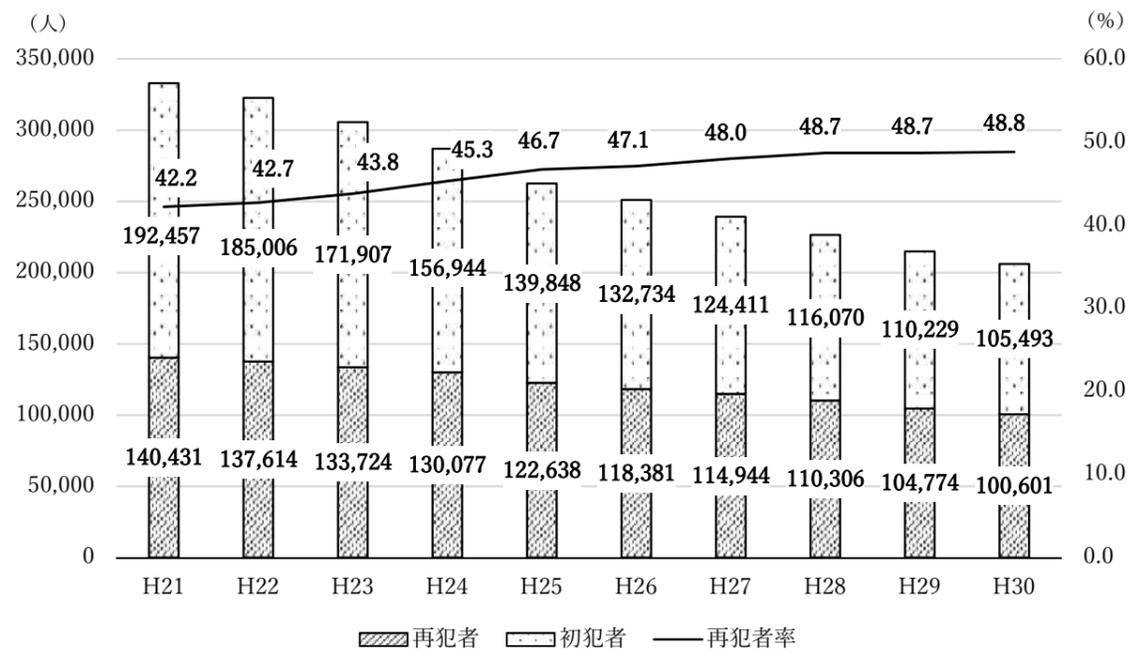
この10年間（平成21年～30年）で、本市における刑法犯の検挙総数（市内警察署で検挙された者）は、およそ半分（5,552件⇒2,796件 49.6%減）となり、再犯者数も減少（2,402件⇒1,449件 39.7%減）しているが、初犯者の減少ほど再犯者が減少していないため、再犯者率（検挙者に占める再犯者の割合）は増加（43.3%⇒51.8% 8.5ポイント増）している。【図1】

なお、本市の再犯者率は、国（48.8%）よりも高い傾向にあり、再犯防止に取り組む必要性は高い。【図2】

【図1】再犯者数と再犯者率の推移（本市域（市内警察署検挙分）の刑法犯）

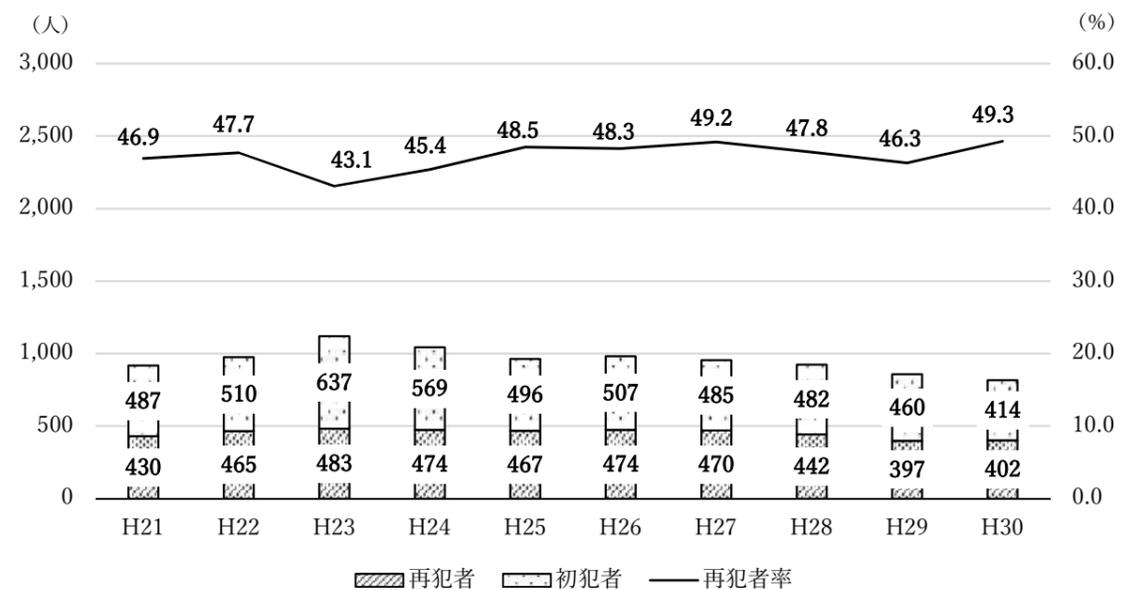


【図2】再犯者数と再犯者率の推移（国全体の刑法犯）

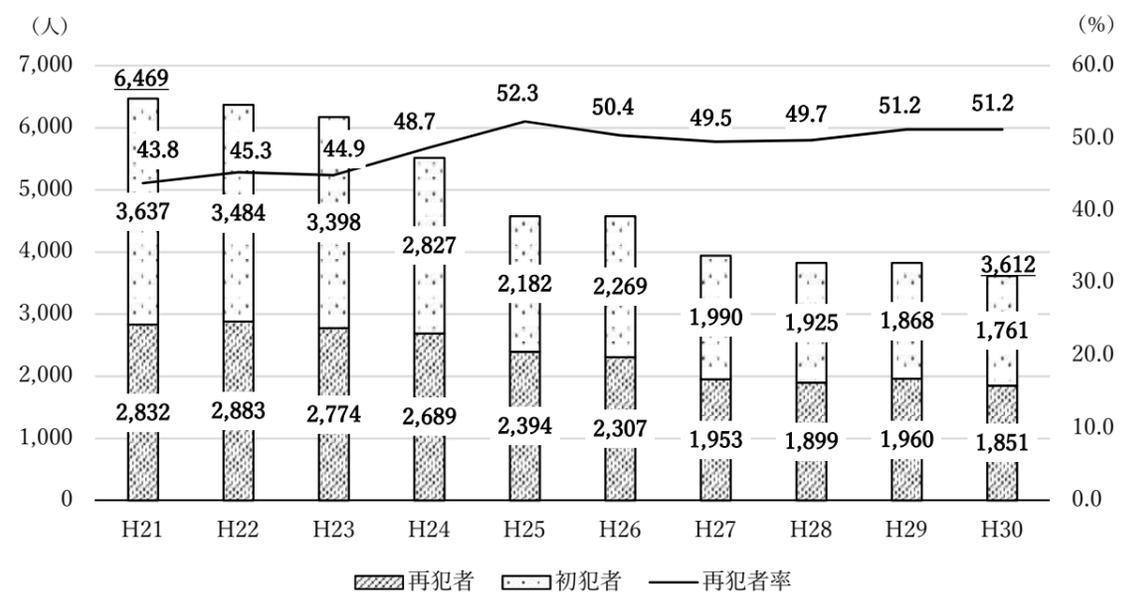


また、刑法犯以外の犯罪である特別法犯（覚せい剤取締法，大麻取締法，迷惑防止条例等）の再犯者数及び再犯者率についても、再犯者の減少が少なく、再犯者率が増加しており、再犯防止の取組が必要である。【図3】

【図3】再犯者数と再犯者率の推移（本市域（市内警察署検挙分）の特別法犯）



【図4】再犯者数と再犯者率の推移（本市域の刑法犯と特別法犯の合計）



2 再犯者の罪名

本市の刑法犯における再犯者の罪名は、窃盗犯が過半数(50.7%)を占めている。また、特別法犯における再犯者の罪名は、覚せい剤取締法違反(34.3%)が最も多く、再犯者率は、覚せい剤取締法違反(92.0%)、大麻取締法違反(58.5%)の検挙者が高い状況にあり、依存症に陥った薬物事犯者の更生の困難性を示している。

このため、薬物依存やその他困難を抱えた人の再犯防止のためには、刑事司法の段階における指導・支援に加え、出所後における医療・保健・福祉機関・民間支援団体等による地域社会の中での継続的な支援が求められる。

【刑法犯】罪種別再犯状況（市内警察署検挙分，平成30年）

	総数	うち再犯者	再犯者率	総数に占める割合（再犯）
凶悪犯	53	28	52.8%	1.9%
粗暴犯	623	345	55.4%	23.8%
窃盗犯	1,408	735	52.2%	50.7%
知能犯	194	119	61.3%	8.2%
風俗犯	106	44	41.5%	3.0%
その他	412	178	43.2%	12.3%
総数	2,796	1,449	51.8%	-

- ※ 凶悪犯…殺人，強盗，放火，強制性交等
- ※ 粗暴犯…暴行，傷害，脅迫，恐喝
- ※ 窃盗犯…侵入窃盗，非侵入窃盗，乗り物盗
- ※ 知能犯…詐欺，横領，文書偽造，支払用カード偽造，有価証券偽造，印章偽造
- ※ 風俗犯…賭博，強制わいせつ，公然わいせつ，わいせつ物頒布等
- ※ その他…公務執行妨害，住居侵入，器物損壊等

【特別法犯】違反法令別再犯状況（市内警察署検挙分，平成30年）

	総数	うち再犯者	再犯者率	総数に占める割合（再犯）
覚せい剤取締法	150	138	92.0%	34.3%
迷惑防止条例	141	57	40.4%	14.2%
大麻取締法	65	38	58.5%	9.5%
軽犯罪法	88	35	39.8%	8.7%
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	81	34	42.0%	8.5%
銃砲刀剣類所持等取締法	46	23	50.0%	5.8%
その他	245	77	31.4%	19.2%
総数	816	402	49.7%	-

- ※ 迷惑防止条例…粗暴行為，卑わいな行為等

3 犯罪時就業状況別の再犯状況

本市の刑法犯における再犯者に占める無職の人の割合は60.3%と高く、特別法犯においては、被雇用者・勤め人が43.8%，無職の人が42.5%となっており，無職の人は、いずれも高い割合を占めている（平成30年）。

無職の人の再犯が多い状況を踏まえると、再犯防止のために就労の果たす役割は大きい。一方、刑務所出所者等の就労に当たっては対象者の前歴等から困難があるため、就労支援の取組が必要である。

【刑法犯】犯行時就業状況別再犯状況（市内警察署検挙分，平成30年）

	総数	初犯者	再犯者	総数に占める割合（再犯）
自営業・家族従業者	232	90	142	9.8%
被雇用者・勤め人	964	531	433	29.9%
無職	1,600	726	874	60.3%
合計	2,796	1,347	1,449	-

- ※ 被雇用者・勤め人…労務作業者，サービス業事業者，技能工，通信運輸従事等
- ※ 無職…無職者，学生・生徒等

【特別法犯】犯行時就業状況別再犯状況（市内警察署検挙分，平成30年）

	総数	初犯者	再犯者	総数に占める割合（再犯）
自営業・家族従業者	107	52	55	13.7%
被雇用者・勤め人	392	216	176	43.8%
無職	317	146	171	42.5%
合計	816	414	402	-

- ※被雇用者・勤め人…労務作業者，サービス業事業者，技能工，通信運輸従事等
- ※無職…無職者，学生・生徒等

4 年齢別の再犯状況

本市の刑法犯における再犯者率は、50歳代(60.5%)、60歳代(61.1%)が高く、30歳代以上の年代のすべてで50%を超えている。特別法犯においては、50歳代(61.8%)、70歳以上(62.2%)が高く、40歳代以上の年代のすべてで、再犯者率が50%を超えている。刑法犯、特別法犯ともに高い年代での再犯者率が高い状況がみられる。<平成30年>。

また、再犯者における高齢者の割合は、この10年間(平成21~30年)で、刑法犯は8.1ポイント(15.4%⇒23.5%)、特別法犯は3.8ポイント(7.4%⇒11.2%)増加している。

国の統計においても、高齢者の仮釈放率が低い傾向が見られ、その背景には適当な帰宅先のない人が増加していることが伺われる等、高齢等により自立した生活が困難な人の出所後の生活基盤の確保に向けた取組が必要である。

【刑法犯】年齢別再犯状況(市内警察署検挙分,平成30年)

	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
14歳~19歳	337	203	134	39.8%
20歳~29歳	531	296	235	44.3%
30歳~39歳	369	164	205	55.6%
40歳~49歳	437	202	235	53.8%
50歳~59歳	362	143	219	60.5%
60歳~69歳	288	112	176	61.1%
70歳以上	472	227	245	51.9%
合計	2,796	1,347	1,449	51.8%

【特別法犯】年齢別再犯状況(市内警察署検挙分,平成30年)

	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
14歳~19歳	80	55	25	31.3%
20歳~29歳	201	120	81	40.3%
30歳~39歳	165	88	77	46.7%
40歳~49歳	163	67	96	58.9%
50歳~59歳	102	39	63	61.8%
60歳~69歳	60	28	32	53.3%
70歳以上	45	17	28	62.2%
合計	816	414	402	49.3%

【刑法犯】再犯者に占める高齢者の割合(市内警察署検挙分)

	再犯者総数 (A)	うち65~69歳 (B)	うち70歳以上 (C)	高齢者率 (B+C)/A
平成21年	2,402	161	210	15.4%
平成22年	2,418	162	239	16.6%
平成23年	2,291	138	262	17.5%
平成24年	2,215	146	273	18.9%
平成25年	1,927	107	224	17.2%
平成26年	1,833	98	229	17.8%
平成27年	1,483	98	150	16.7%
平成28年	1,457	104	179	19.4%
平成29年	1,563	118	231	22.3%
平成30年	1,449	95	245	23.5%

【特別法犯】再犯者に占める高齢者の割合(市内警察署検挙分)

	再犯者総数 (A)	うち65~69歳 (B)	うち70歳以上 (C)	高齢者率 (B+C)/A
平成21年	430	21	11	7.4%
平成22年	465	20	11	6.7%
平成23年	483	10	18	5.8%
平成24年	474	12	13	5.3%
平成25年	467	19	17	7.7%
平成26年	474	18	21	8.2%
平成27年	470	14	17	6.6%
平成28年	442	21	25	10.4%
平成29年	397	17	17	8.6%
平成30年	402	17	28	11.2%